

公布された規則のあらまし

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第四五号）

- 1 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行に伴い、沿岸漁業改善資金の貸付対象者について、必要な事項を定めることとした。（第一条及び第三条関係）
- 2 貸付対象者から暴力団員等を除くこととするため、所要の改正を行うこととした。（第三条及び第九条関係）
- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、償還期間の特例措置を設けることとした。（第三条関係）
- 4 貸付内容、貸付限度額、償還期間等の見直しを行うこととした。（別表及び付表関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、公布の日から施行することとした。